

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例及び北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月23日

北上地区消防組合

管理者 北上市長

管理者署名

北上地区消防組合条例第2号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例及び北上地区消防組合
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

議案第5号

北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例及び北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

(北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 北上地区消防組合職員の育児休業等に関する条例(平成4年北上地区消防組合条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の2 [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>(育児休業等の対象となる者)</u></p> <p>第2条の2 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第1号に規定する養育里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が同条第2号に規定する養子縁組里親である者(同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、当該職員に同条第1項3号の規定による委託をすることができない者に限る。)</u>とする。</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)</p> <p>第2条の3 [略]</p> <p>(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</p>

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児休業の承認が、育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子が若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該職員と別居することとなったこと。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児休業の承認が、育児休業をしている職員が産前の休業を始め、又は出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により当該職員と別居することとなった場合

- (2) 育児休業の承認が、第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（同項に規定する特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立することなく児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次のとおりとする。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が産前の休業を始め又は出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務の承認が、第13条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第2条 北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成7年北上地区消防組合条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、<u>当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。</u>以下この条において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。</p>

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員（ただし、規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとする。

2・3 [略]

4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、これらの規定中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この条において同じ。）のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、「3歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する6月に期間内において必要と認められる期間とする。

3 [略]

（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

(休暇の種類)

第11条 職員の休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇及び介護時間とする。

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

3 [略]

(介護時間)

第15条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、

<p>(病気休暇、特別休暇及び介護休暇の承認)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)及び<u>介護休暇</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>	<p><u>要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該当介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)</u>内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における<u>休暇とする。</u></p> <p><u>2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。</u></p> <p><u>3 前条第3項の規定は、介護時間について準用する。</u></p> <p>(病気休暇、特別休暇、<u>介護休暇及び介護時間の承認</u>)</p> <p>第16条 病気休暇、特別休暇(規則で定めるものを除く。)、<u>介護休暇及び介護時間</u>については、規則の定めるところにより、任命権者の承認を受けなければならない。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に第2条の規定による改正前の北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であつて、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)において当該介護休暇の初日(以下単に「初日」という。)から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの条例による改正後の北上地区消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第15条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、規則で定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日(初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。)までの期間を指定するものとする。

平成29年10月23日提出

北上地区消防組合

管理者 北上市長 高 橋 敏 彦

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律等の改正に伴い、働きながら育児や介護しやすい環境を整備するため、所要の改正をしようとするものである。